広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則の運用について

(平成27年6月17日 理事(研究担当)決裁)

改正 平成 28 年 2 月 18 日 一部改正 (平成 27 年 4 月 1 日適用) 平成 28 年 5 月 31 日 一部改正

平成 28 年 8 月 17 日 一部改正 平成 29 年 2 月 7 日 一部改正 (平成 29 年 4 月 1 日適用)

平成 30 年 5 月 31 日 一部改正 令和元年 5 月 1 日 一部改正

令和元年12月9日 一部改正(令和元年10月1日適用) 令和2年3月13日 一部改正(令和2年4月1日適用)

令和2年6月26日 一部改正(※3については令和2年4月1日適用) 令和4年10月17日 一部改正(令和4年4月1日適用)

1. 教材と教材の利用範囲、教材の利用の手続き・受講管理に必要な業務等について

	区分	教材と教材の利用範囲	受講の時期	教材利用の手続き・受講管理
		名文付 こ 名文付 シノイリ/口 単凸四	文碑の时刻	に必要な実務上の業務担当
研究者等 (※1)	教員	1. 左の者に対する受講モデル(別紙 1①~③)	研究倫理教育を 受講した 3 年を 起算して 1 年の属 経過した度の末日	
		2. 教材の利用範囲に関して研究倫理教育責任者(部局等の	まで (※3)	
	学生 (※2)	長) が定める主な事項	_	
	一般職員	ア)細則第3条第1項第1号の e-learning プログラムにつ		各部局等担当者
		いて、その受講範囲		(別紙 1④の教材利用の手
	一般職員以外の職員	イ)左の者が、他機関等で研究倫理教育を受講している場合、 受講状況を確認し、当該者が利用する教材の範囲	研究倫理教育を 受講した日から 起算して 3 年を	続きを除く)
研究者等以外	一般職員	ウ) 細則第3条第3項の研修会、講習会等が、細則第3条 第1項各号の全部又は一部に相当するか否かの質的観点	経過した日の属 する年度の末日 まで(※3)	
	一般職員以外の職員	からの決定		

- ※1 研究者等:本学において研究活動に携わる本学の職員、学生、本学の施設設備を利用して研究活動を行う者。(附属学校教員で科研費等の申請をする者を含む。)
- ※2 原則として、本学の大学院課程に修学し、修士以上の学位論文を作成する者又は学術論文作成に携わる者及び学士課程に修学し卒業論文を作成する者を研究倫理 教育の対象者とする。これ以外の者は、研究倫理教育責任者の判断により実施する。
- ※3 令和2年3月31日以前に研究倫理教育を受講した者については、研究倫理教育を受講した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで

別紙 1

- ① 教員(細則第3条関係)
 - (1) APRIN の e-learning プログラム

分野	教材・教材の領域	単元	利用範囲
人文・社会科学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為:基盤編(RCR 人文系)』	「研究活動における不正行為」 「盗用(人文系)」 「共同研究」 「ピア・レビュー(人文系)」 「公的研究費の取扱い」	
理工農系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為:基盤編(RCR 理工系)』	「研究不正」 「工学研究におけるデータの管理上の倫理問題」 「理工学分野における利益相反」 「責任あるオーサーシップ」 「理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー」 「理工学分野における共同研究」 「研究者の社会的責任と告発」 「環境倫理:工学研究の環境的側面と社会的側面」 「メンターとアドバイザー」 「人を対象とした研究ダイジェスト」 「動物実験の基礎知識」 「公的研究費の取扱い」	基本的に左の単元を受講 対象とし、研究倫理教育責 任者が、個々の研究分野の 特性に応じて対象としな い単元をオミットし決定 する。(部局等内で受講範 囲が異なることがある。)
医学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為 : 基盤編(RCR 生命医科学系)』	「責任ある研究行為について」 「研究における不正行為」 「データの扱い」 「共同研究のルール」 「利益相反」 「オーサーシップ」 「盗用(生命医科学系)」 「社会への情報発信」 「ピア・レビュー(生命医科学系)」 「メンタリング」 「公的研究費の取扱い」	また、これら以外の領域の単元を必須に加えることも可。

- (2) 日本学術振興会の e-learning プログラム
- (3) 総括責任者が作成する研究倫理教育に関する e-learning プログラム
- (4) 総括責任者が研究倫理教育として実施する研修会、講習会等(これらの研修会、講習会等を撮影した映像や配布資料等の資料を利用して部局等において実施する研修会、講習会等を含む。)
- (5) 細則第3条第3項の研修会、講習会等については、受講に努めることとするが、そのうち、研究倫理教育責任者が質的に細則第3条第1項各号の全部又は一部に相当すると判断した場合は、細則第3条第1項各号の全部又は一部の受講とみなすことができる。(例:複数回連続の研究倫理研修会を受講し、修了証や受講証が発行された場合など)

② 学生(細則第5条関係)

(1) 研究倫理教育の標準プログラム

区分		目 的	実施時期	実施期限	内 容	実施単位	備考
大学院生	研究倫理教育 (大学院生 Basic)	研究者として身に着けるべき基本的な研究倫理の素養を習得する。	入学(研究室配属)時 (M1 または D1)	5 月末まで	大学院生向け研究倫理講習を収録した映像を用いた講義形式のガイダンス (APRIN の e-learning 対応も可)	専攻単位を基本とする	カードリーダー等による受講確認
	研究倫理教育 (大学院生 Advanced(M),(D))	学位論文を作成するにあたって 必要な事項を確認し、学位論文 の倫理的担保を図る。	学位論文作成開始前 (学位論文作成年次 M,D)	10 月末まで	日本学術振興会のテキストの論文執筆に関する事項及び本学の不正事例等に関する資料を用いた討論形式のガイダンス (APRIN の e-learning 対応も可)	研究室単位を基本とする	受講修了証によ る受講確認 確認書の作成と 提出
学部生	研究倫理教育 (学部生)	卒業論文を作成するにあたって 基本的な事項を習得し、卒業論 文の倫理的担保を図る。	卒論作成開始前 (卒業論文作成年次)	10 月末まで	「レポート作成上の注意」、「研究倫理案内」を用いた討論形式のガイダンス (日本学術振興会の e-learning 対応も可)	研究室単位を基本とする	受講修了証によ る受講確認 確認書の作成と 提出

- (ア) 研究倫理教育(大学院生 Advanced(M),(D))の日本学術振興会のテキスト「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」の受講範囲は、SectionIV「研究成果を発表する」とする。
- (イ) 研究倫理教育(大学院生 Advanced(M),(D)) において使用する本学の不正事例・処分・影響に関する資料については、(ア)と併せて用いるものとする。

(ウ) 研究倫理教育 (大学院生 Basic、Advanced(M),(D)) を APRIN の e-learning により受講する場合の受講範囲は次のとおりとする。

研究倫理教育(大学院生 Basic)の APRIN の e-learning の受講範囲

分野	教材・教材の領域	単元	利用範囲
人文・社会科学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為 : 基盤編 (RCR 人文系)』	「研究活動における不正行為」 「盗用(人文系)」	
理工農系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為:基盤編(RCR 理工系)』	「研究不正」 「工学研究におけるデータの管理上の倫理問題」 「責任あるオーサーシップ」 (「理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー」は論 文発表を含むことから受講することが望ましい。)	左の単元を受講対象 とし、研究倫理教育 責任者が、個々の研 究分野の特性に応じ てこれら以外の単元
医学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為:基盤編(RCR 生命医科 学系)』	「責任ある研究行為について」 「研究における不正行為」 「データの扱い」 「オーサーシップ」 「盗用(生命医科学系)」	を加えることも可。

研究倫理教育(大学院生 Advanced(M),(D)) の APRIN の e-learning の受講範囲

分野	教材・教材の領域	単元	利用範囲	
人文・社会科学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為 : 基盤編 (RCR 人文系)』	「盗用(人文系)」	左の単元を受講対象	
理工農系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為:基盤編(RCR 理工系)』	「責任あるオーサーシップ」 (「理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー」は論 文発表を含むことから受講することが望ましい。)	とし、研究倫理教育 責任者が、個々の研 究分野の特性に応じ てこれら以外の単元	
医学系	APRIN の e-learning 『責任ある研究行為:基盤編(RCR 生命医科 学系)』	「オーサーシップ」 (「盗用(生命医科学系)」は引用、要約、言い換えなど を含むことから受講することが望ましい。)	を加えることも可。	

- (エ) 研究倫理教育(学部生)の「レポート作成上の注意」、「研究倫理案内」を用いた討論形式のガイダンスに代えて受講する日本学術振興会の e-learning は、「研究倫理 e ラーニングコース」とする。
- (オ) 卒業論文又は学位論文を課していない部局は、研究倫理教育(学部生)又は研究倫理教育(大学院生 Advanced(M),(D))の実施の必要性を研究倫理教育責任者が判断する。
- (2) 本学大学院の教育課程において開講する研究倫理教育に関する授業科目 研究倫理教育責任者が研究倫理教育(大学院生 Basic)の内容を含むものと判断する授業科目の履修は、研究倫理教育(大学院生 Basic)の受講に代え ることができる。
- ③ 職員(研究活動に携わる者として、学術・社会連携室、未来共創科学研究本部、オープンイノベーション事業本部、医療政策室 医療政策・医学系研究 推進グループ、霞地区運営支援部 総務グループ(研究支援担当)、病院 広島臨床研究開発支援センターに所属する職員)(細則第6条関係) 職員(上記以外の者で研究倫理教育責任者が必要と認めた者や受講を希望する者など)(細則第7条関係)
 - ①教員を準用する。
- ④ ③の職員のうち一般職員の教材利用の手続きにおける APRIN の e-learning に設定した一般職員向け研究倫理教育の受講手続きは、学術・社会連携室が行う。

なお、①教員及び③職員については、日本学術振興会「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」及び本学が作成した「研究倫理案内」、「レポート作成上の注意」は、原則として参考教材(副教材)として取り扱うものとする。

- 2. 受講届について(細則第8条第1項関係)
 - ① 研究倫理教育を受講した者は、研究倫理教育責任者に受講届を提出する。 ただし、その受講が、e-learning や ID カードリーダーなど機械的に確認できるもの、修了証や 受講証の写しの提出により確認ができるもの、授業科目の履修状況などにより確認ができるもの等、 受講届以外の他の方法により確認できる場合は省略できる。
 - ② 受講届の記載例は以下のとおり。

-----(以下、記載例) -----

別記様式第1号(第8条第1項関係)

令和元年4月1日

受講届

研究倫理教育責任者 殿

配属又は所属 ○○学研究科○○講座

職 名 助教

氏 名〇〇〇〇

(自署・捺印)

(広大ID) 87654321

(e-mail) abcde@hiroshima-u.ac.jp

私は、下記により研究倫理教育を受講し、研究活動に携わる者として身につけておくべき心得等を理解しました。

1. 受講した研究倫理教育, 研修会, 講習会等

講習会名、講演会の 名称

例1) ○○研究科主催FD「責任あるオーサーシップ研修会」

例2) ○○財団法人主催研修会「研究における不正行為防止セミナー 盗用(全3回)」

2. 受講年月日:令和元年4月1日